

平成 30 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

開催日時：平成 30 年 12 月 20 日（木）14：00～16：00

開催場所：経済産業省別館 11 階 各省庁共用 1111 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、奈良委員、
原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：梅田委員、北橋委員（五十音順）

1. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針改定案について

○2 段階基準について

- ・基準 1、基準 2 という用語について、基準値 1、基準値 2の方が適切であるという意見があるが、委員の御意見としてはいかがか。（環境省）
 - 値という言葉を入れることで、配慮事項とは違うことが明確になる。基準値 1、基準値 2とすれば東京都の水準 1、水準 2 という用語との混乱が緩和されると思う。
 - 基本方針の 7 ページに基準値という用語が定義に入っているため、基準値として問題ない。
 - 数字以外がないのであれば基準値で良いのではないか。
 - 今は数値だが、数値以外の要素が入ってくことは十二分にある。特にリサイクルプラスチック等は数値基準として入れる前に使用していることを基準にする可能性があり、基準値としてしまうと融通が利かなくなる。しかし、気候変動対策としてより高い環境性能を示し、目標に接近する意味では、数値目標を高いレベルに設定するという論理はあり得るため、基準値の方が合致している。
 - ムーブメントとして、高い基準を設定し、その達成率が低ければ高めていくべき。プレミアム基準は、次のステップとして設定し、環境省が購入することにより各省庁を誘導していくのが良い。今回 2 段階基準ができるが、ダブルスタンダードではない方向に持っていっていただきたい。
 - 判断の基準、基準値 1、基準値 2、配慮事項の 4 つが呼称として出てくるため、わかりにくくなるのではないか。判断の基準自体にベーシックなレベルと少し高いレベルがあっても良いと思う。
 - 推奨値と最低値というような用語にした方がわかりやすいが、どちらかと言えば基準値の方がよい。
 - 基準 1、2 というのは設定した数値についてであり、それは数値基準であるため基準値である。数値基準として適用できない場合には例外的に配慮事項で対応すると理解しているがそれでよろしいか。
 - ⇒ そのような項目を設定した場合は配慮事項で設定していく。今回は大きな改定になるため、3 年程度は実施状況を見ていく必要があると考える。基準値という呼称の賛同が多かったため、基準値でまず運用し実施状況を確認した上で 2、3 年後に改めて検討することとしたい。（環境省）

○プラスチックについて（食堂、小売業務、会議運営）

- ・消費税の軽減税率が導入されると、持ち帰りの方が安いワンウェイの容器が増える懸念がある。軽減税率とワンウェイのプラスチック容器を減らしていくことが矛盾すると感じている。
 - ⇒ グリーン購入法の基本方針の中で整理できるかわからないが、周知の仕方をどのようにしていくかは検討すべき事項であるとする。（環境省）
 - ⇒ プラスチック資源循環戦略の検討において関係省庁とも議論をしているところであり、御意見として承る。（環境省）
- ・「プラスチック製のワンウェイの容器」から「ワンウェイのプラスチック製の容器」へと語順を変更した理由はあるか。
 - ⇒ プラスチック資源循環戦略（案）と表現の統一化を図ったものである。（環境省）
- ・プラスチックは全部ワンウェイではなく、再利用もできる。ワンウェイというのは容器の方で決められるものであり、今の語順では誤解が生じないか。
 - ⇒ プラスチック製品自体はワンウェイの用途でないものもあるが、ここでは使い捨てを想定したプラスチック製品を指している。その意味で表現の適正化を全般に行った。（環境省）
- ・プラスチック製の「の」となっているため今のような誤解を生むと思う。「ワンウェイのプラスチック製容器」だとスムーズにいくような気がする。なぜプラスチック製の容器で統一したのか。
 - ⇒ プラスチック製の容器というのが閣議決定されているため、表現を合わせているが、「の」を取っても問題はないと考えられる。（環境省）
- ・資料 3-2 で、「未利用プラスチックを始めとする使用済みプラスチック」と書いてあるが、使用済みなのに未利用となっているところに違和感を抱く。未利用プラスチックが使用済みプラスチックの代表格のようになっているが他に言い方がないのか。
 - ⇒ 御指摘の箇所はプラスチック資源循環戦略（案）から引用した部分である。パワーポイントは説明資料ということで多少揺らぎがあるため、御指摘を踏まえて確認する。（環境省）
- ・会議運営では、「繰り返し利用可能な容器等を使用すること」とあるため、紙コップも使用しないことになると思う。当会議でも以前は大きなペットボトルだったのが、紙パックになっている。紙パックであれば使い捨てでも良いのか。
 - ⇒ 運用しながらより適切な方向性を今後基本方針に記載していき、誘導していくべき方向性を周知していきたい。今後実際の市場動向や、実際の製品としてあるものを踏まえながら見極めて進めていくことになる。調達者の手引きなどでより具体的な事例を示していく必要性はある。（環境省）
 - ⇒ 隙間を狙った対応をされないよう、方向性を理解してもらえるようにしていただきたい。
- ・食堂について、前回の案では、「プラスチック製のワンウェイの食器とは、ワンウェイの箸、ストロー、スプーン、フォーク等をいう」と定義があったが、今回削除されている。食器も容器に入ること等で等を入れたのだろうが、その意図が伝わるか。
 - ⇒ 表現ぶりとして上手くできていないところがあるため、事務局で調整させていただく。（環境省）
- ・容器等の中にストローやスプーンは入らないということか。
- ・容器包装リサイクル法では、ストローやスプーンは、容器包装に該当しない。
 - ⇒ ワンウェイのプラスチックの使用に関し、食器等の考え方はこれまでと同様だが、適切な表現になっていないと考えられるため、事務局で調整させていただく。（環境省）

- ・食堂等でプラスチック容器に入った弁当はどう取り扱われるのか。
 - ⇒ 食堂内で販売する弁当は該当するが、食堂以外で販売するものは該当しない。庁舎内を回って販売している場合はこの基準は該当しないことになる。(環境省)
 - ⇒ 基本方針に書くべきものと調達者の手引きに書くべきものは今後明確化していく。(環境省)
- ・消費税が上がり軽減税率が導入されることにより、問題が起きる可能性がある。経過措置の設定等について検討すべきではないか。
 - ⇒ 価格の違いで影響が出る可能性はあるが、グリーン購入法上は、軽減税率の対象か否かは関係なく一律に適用される。緩和や軽減措置を設定すると取組が進まない可能性があるという意味でも、一律に入れるかたちに設定させていただきたい。(環境省)
- ・提供する持ち帰り容器は、ワンウェイになっても良いのか。
 - ⇒ 「利用者の飲食に支障をきたす場合、または代替手段がない場合にはこの限りでない」としており、基本的にはドギーバッグ用の容器包装もこの基準に該当するが、例えば汁物を持って帰る時には紙製の容器包装で持って帰るのは難しいため、プラスチック製でも仕方がないという判断になる。(環境省)
 - ⇒ 適用されるのは庁舎内で範囲が限られているが、民間への波及を謳っている観点から反対意見もある。御指摘いただいた点は、調達者の手引きでも示していく。(環境省)
- ・小売業務のプラスチック製の買物袋については、植物を原料としたもののみとされているが、再生プラスチック等の使用についても環境負荷は低減されるのではないか。
 - ⇒ 現在、再生プラスチックを使用しているレジ袋は臭いがついてしまうという理由などからほとんど流通していない。今回はバイオプラスチックにフォーカスを当て、基準を設定している。(環境省)
 - ⇒ 今後検討していただきたい。

○食堂の定義及び判断の基準について

- ・食堂の対象範囲について、弁当を販売していて、椅子やテーブルが置いてある場合は該当するのか。
 - ⇒ それは食堂に該当しない。あくまで調理場があって食事を提供する場合である。(環境省)
- ・食堂をターゲットにするというよりも、庁舎内での食事ではできるだけワンウェイのプラスチックは使わないようにするという主旨ではないのか。
 - ⇒ 販売する場合については、別途小売業務の判断の基準がある。食堂は調理場があって調理されたものを提供する場所である。(環境省)
- ・平成 29 年度の調達実績では、食堂が 37 件で調達率 100%であるが、今回これらの要件が入った場合にどの程度の調達率になるか見当はついているか。環境省の食堂ではすぐに適合できるのか。
 - ⇒ 今回は大幅な見直しを行ったため、すぐに 100%とはならないと考えられるが、各省庁も 100%に向けて対応していただける可能性が高い。(環境省)

○判断の基準への適合状況の確認について

- ・納入される物品等が基準を満たしているかどうかを確認する際は、どの機関の調達担当者でも同じ手法、手順でやることになっているのか。納入業者から資料を出していただき、チェックされるの

か。

- ⇒ 発注する時に仕様書にグリーン購入法の判断の基準に合致していることを示し、納入していただくかたちになっているが、具体的な確認方法については、明確に示しているものはない。事業者側で責任を持って適合性を確認していただくことになっている。古紙偽装を受けて環境物品等の表示の信頼性確保のガイドラインを作り、品目ごとに適合性を確認するためのガイドラインは作成しているが、これは納入側が確認するためのものである。(環境省)
- ・エコマークの審査では、きちんと業者から証明書を出していただきチェックしている。実際には、事業者側が適合していると宣言すれば認めるかたちになっているのか。
 - ⇒ 品目によって状況が異なる。木材は林野庁のガイドラインに基づき証明が取れ、エコマークで確認できる品目もある。品目ごとに、よりわかりやすい証明の仕方があれば、その方法に基づき確認していただいている。マークとの対応については、調達者の手引きに記載し、確認の方法を提示しているところ。(環境省)

2. 2019 年における検討方針・課題(案)について

- ・オリンピックが近いこともありテレビの買い替え等が増えると考えが、有機 EL は対象としてどう考えるか。
 - ⇒ 4K、8K テレビについては、推進の施策もあり来年度以降検討する予定である。ただし、実際に国の機関で調達する製品のスペックや価格等を踏まえ、どのようなかたちで検討していくかというのは課題である。(環境省)
- ・来年度の提案募集で地球温暖化対策の他に、プラスチック資源循環戦略への対応などを謳うことは考えていないのか。また、国以外の主体のグリーン購入の促進に向けた論点に関連する部分を提案募集に入れることはいかがか。
 - ⇒ プラスチックに関する提案募集については検討したい。提案募集は、国の基本方針策定にあたっての提案募集になるため、国以外の主体への促進については別途考える。(環境省)

以上